

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

税目	決 裁 欄	局長	主 務 部 課	部長	次長	課長	総括主査	専門官	主査	担当者	起案日
		消費税		〔消費税課〕	部次長	課(室)長	輔佐・専門官・主査・係長				
整理番号 名 31-0002	合 議	〔消費税課〕									小野
編てつ番号 31文-4											木山
局名 担当者		名古屋局 課税第一部 審理課 伊東真里 内線 [REDACTED]	関 係 課							担当者	
照 会 者	納税者 その他	(照会者名) (役職等)	[REDACTED]	照会年月日	[REDACTED]						
				審査開始日	[REDACTED]						

【照会事項】

保育所において行う夕食の提供等に係る適用税率について

【事実関係】

(以下「照会者」という。)は、社会福祉法上の社会福祉事業として、複数の保育所(いわゆる認可保育園又は認可外保育園である。以下「本件保育所」という。)の経営を行う事業者である。

照会者は、本件保育所において次の資産の譲渡等を行っている。

- 1 本件保育所で調理を行い、乳幼児に夕食を提供する(以下「本件調理夕食提供」という。)
- 2 本件保育所が購入した飲食料品に加熱、調理等を行わずに、そのままの状態で乳幼児へ夕食として提供する(以下「本件購入夕食提供」という。)
- 3 本件保育所における給食の試食会及び行事において、保護者等に食事を提供する(以下「本件試食提供等」という。)

【照会要旨】

本件調理夕食提供、本件購入夕食提供及び本件試食提供等(これらを併せて、以下「本件食事提供等」という。)が、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当することを前提とすると、適用税率は、次のとおりと解して差し支えないか。

- 1 本件調理夕食提供は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用される。
- 2 本件購入夕食提供は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用される。
- 3 本件試食提供等は、役務の提供であるため、「飲食料品の譲渡」には該当せず、標準税率が適用される。

【回答要旨等】

本件事前照会は、「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会」に該当すると認められ、平成14年6

月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針) の 1 の (7) の要件を満たさないことから、文書回答を行う対象となる事前照会には当たらぬ。

したがって、照会者に対し「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」を送付することとする。

ただし、照会者は、口頭による回答を求めていることから、後記 4 及び 5 の内容を口頭にて説明することとする。

処理年月日	[REDACTED]	処理態様	文書回答・ <input type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答=有・無)
-------	------------	------	---

【検討内容】

1 事実関係等

(1) 照会者の概要

名 称

所 在 地

業 種 目

資 本 金

決 算 期

代 表 者

所 管

(2) その他の前提事実

イ 本件食事提供等について

照会者は、本件保育所において本件食事提供等を行っている。本件食事提供等は、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当せず、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当する。

ロ 本件調理夕食提供について

本件調理夕食提供は、本件保育所が、本件保育所において調理した夕食を、本件保育所内のテーブル及び椅子が設置された部屋において乳幼児に提供するものである。

ハ 本件購入夕食提供について

本件購入夕食提供は、本件保育所が外部業者から購入した飲食料品を、加熱、調理等を行わずに、そのままの状態で夕食として、本件保育所内のテーブル及び椅子が設置された部屋において乳幼児に提供するものである。

ニ 本件試食提供等について

本件試食提供等は、本件保育所における給食の試食会及び行事において、保護者等に食事を提供するものである。

当該試食会は、本件保育所が、本件保育所内のテーブル及び椅子が設置された部屋において保護者及び自治体の者に試食として給食を提供するものである。

当該行事とは、例えば、夏祭りやお泊まり保育であり、本件保育所は、当該行事の際に、本件保育所内のテーブル及び椅子が設置された場所において乳幼児、保護者、乳幼児の親戚及び地域住民に食事を提供する。

(3) 照会者の見解

本件事前照会に係る照会者の見解は、要旨以下のとおりである。

いわゆるケータリングから除かれる飲食料品の提供として、有料老人ホーム及び幼稚園における一定の飲食料品の提供が規定されている。

保育所は、有料老人ホームと同様に厚生労働省が管轄する施設である。

また、保育所は厚生労働省が、幼稚園は文部科学省が管轄する施設であるが、両方とも就学前教育を行う施設である。

したがって、本件保育所における飲食料品の提供は、有料老人ホーム及び幼稚園における飲食料品の提供と同じであると考えられるから、本件食事提供等には軽減税率が適用される。

2 照会事項

本件食事提供等に適用される税率は、次のとおりと解して差し支えないか。

- (1) 本件調理夕食提供は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用される。
- (2) 本件購入夕食提供は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用される。
- (3) 本件試食提供等は、役務の提供であるため、「飲食料品の譲渡」には該当せず、標準税率が適用される。

3 法令等

(1) 軽減対象課税資産の譲渡等

平成 28 年法律第 15 号による改正後の消費税法第 2 条第 1 項第 9 号の 2 は、「軽減対象課税資産の譲渡等」とは、課税資産の譲渡等のうち同法別表第一（第 2 条関係）に掲げるものをいう旨、また、同別表第 1 号において、飲食料品の譲渡を掲げている（平成 28 年法律第 15 号附則第 34 条第 1 項に規定する「31 年軽減対象資産の譲渡等」同旨）。

なお、飲食料品の譲渡には、次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとされている。

- イ 食品衛生法施行令に規定する飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（いわゆるケータリング。下記（2）イないしトに掲げる飲食料品の提供を除く。）
- (2) 飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲（いわゆる「ケータリングから除かれる飲食料品の提供」）

平成 30 年政令第 135 号による改正後の消費税法施行令第 2 条の 4 第 2 項は、次のイないしトに掲げる飲食料品の提供のうち一定の基準を満たすもの※を、上記（1）の飲食料品の譲渡等に含まれないものから除く（軽減税率の適用対象となる）と規定している。

イ 老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供

ロ 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

ハ 学校給食法第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供

ニ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第 2 条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全てに対し

て夜間学校給食として行う飲食料品の提供

本 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、幼児又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供

ヘ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

ト 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※ 上記イないしトの施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされている。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされている（平成28年財務省告示第100号）。

(3) 参考事例（部内限り）

庁消費税軽減税率制度対応室は、札幌局からの照会に対し、[]付で次のとおり回答した。

イ 照会事項

助産院が院内で行う食事の提供（課税取引に該当）は軽減税率の対象となるか。

ロ 庁軽減対応室回答

(イ) 結論

照会の助産院は、軽減税率の対象となる飲食料品の提供を行う施設である有料老人ホーム等に該当しない。また、同院が行う院内での食事の提供は、軽減税率の適用対象とならない。

(ロ) 理由

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（以下「ケータリング等」という。）は、含まれないこととされているが、消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号。以下「改正令」という。）附則第3条第2項各号に掲げる施設において行う同項各号に規定する飲食料品の提供はケータリング等から除かれている（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「改正法」という。）附則34①一ロ、改正令附則3②、平成28年財務省告示第100号）。

照会の助産院は、「産後ケア」と称して母親の疲労回復や育児相談等のサービスを行う施設であり、同項各号に掲げていないことから、ケータリング等から除かれる施設に該当しない。

また、軽減税率の適用対象とならない飲食店業等を営む者が行う食事の提供とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」という。）のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、飲食店業等を営む者とは、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者をいうことから、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う全ての事業者がこれに該当する（改正法附則34①一イ、改正令3①、軽減通達7）。

したがって、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う事業者で

あれば、飲食店営業等の許可の有無に関係なく、飲食店業等を営む者に該当する。

照会の助産院は、飲食店営業等の許可を受けていないものの、院内において食事の提供を行っていることから、飲食店業等を営む者に該当するとともに、その院内での食事の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当することから軽減税率の適用対象とならない。

4 当てはめ

(1) 本件調理夕食提供について

本件保育所は、児童福祉法に規定する保育所であり、上記3(2)イないしトに掲げられた施設に該当しない。

また、上記3(1)イ及び(3)ロ(ロ)のとおり、軽減税率の適用対象とならない飲食店業等を営む者が行う食事の提供とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（飲食設備）のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、飲食店業等を営む者とは、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者をいうことから、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う全ての事業者がこれに該当する。

したがって、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う事業者であれば、飲食店営業等の許可の有無に関係なく、飲食店業等を営む者に該当する。

本件保育所は、飲食店営業等の許可を受けていないものの、本件保育所内において食事の提供を行っていることから、飲食店業等を営む者に該当するとともに、本件保育所での食事の提供は、飲食設備（テーブル及び椅子）のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当することから軽減税率の適用対象とならない。

(2) 本件購入夕食提供について

本件保育所は、飲食店営業等の許可を受けていないものの、保育所内において食事の提供を行っていることから、飲食店業等を営む者に該当するとともに、本件保育所での食事の提供は、飲食設備（テーブル及び椅子）のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当することから軽減税率の適用対象とならない。

(3) 本件試食提供等について

本件保育所は、飲食店営業等の許可を受けていないものの、保育所内において食事の提供を行っていることから、飲食店業等を営む者に該当するとともに、本件保育所での食事の提供は、飲食設備（テーブル及び椅子）のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当することから軽減税率の適用対象とならない。

5 結論

本件食事提供等のいずれにも標準税率が適用される。

(以下余白)